

令和3年長浜市農業委員会9月定例総会会議録

令和3年9月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（16人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	1番 八若 和美	2番 中川 半弥
	3番 家倉 和行	4番 多賀 正和
	6番 森川 ゆり	7番 廣部 重嗣
	8番 森 勘十	10番 村方 義昭
	11番 伊藤 泰子	12番 尚永 稔
	17番 小畑 義彦	18番 池田 美由紀
	19番 二矢 秀雄	20番 西橋 絹子

2. 会議に欠席した委員

9番 橋本 治太郎	14番 北川富美子
15番 大塚 高司	16番 阿辻 康博

3. 会議に出席した職員

局長 秋野 忍、次長 金子 嘉徳、副参事 西尾 教則
主幹 大住 広樹、主幹 後藤 昭一、主査 川瀬 正徳

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報告	農用地利用配分計画の認可の通知について

議案第13号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第14号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第15号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第16号	農用地利用集積計画案について
議案第17号	長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について
議案第18号	長浜市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定について

5. 議事録署名委員

17番 小畑 義彦 18番 池田 美由紀

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より長浜市農業委員会令和3年9月定例総会を開催させていただきます。秋の収穫が始まり皆様方には大変ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。先日、2020年の食料自給率が農水省から公表されましたがカロリーベースで37.17%と1993年の37.37%、2018年の37.42%を下回り、過去最低だったことがわかりました。原因はコメの消費減退に加え小麦の生産量の減少も響いたとしていますが、2030年目標に掲げている45%からは遠ざかった結果となりました。7月20日から食と農をつなぐ国民運動として、食から日本を考える。ニッポンフードシフトがスタートしました。農村の維持と次世代への継承を国民共通の課題ととらえて官民一体で取り組み、消費者が国産農産物を積極的に選択する等の行動変容を促していく取り組みです。この国民運動が広く浸透し、地域農業の魅力発信、持続可能な農業、農村、食料自給率の向上へとつながっていく事を期待したいと思っています。なお、収束の兆しが見えないコロナ禍で、緊急事態宣言も9月末まで延長された状況ではありますが、適正な感染防止対策を徹底して、定例総会をはじめ、農業委員会活動に取り組みたいと考えておりますのでよろしくお願ひします。

本日の定例総会につきましては、委員総数20名全員の内16名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、8月19日、

常設審議委員会が草津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席していません。

続きまして今月の審議事項につきましては3条申請が5件、4条申請が2件、5条申請が8件と、農用地利用集積計画案の決定、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、長浜市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る8月3日に当番委員、3番の家倉和行委員・4番の多賀正和委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますのでご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

本日は久々に良い天候に恵まれた農業委員会9月定例総会となりました。また、長浜市内では新型コロナウイルス感染拡大が続いている状況です。滋賀県内で感染が少ない地域は多賀町と愛荘町です。今現在、去年の4月から多賀町は29人愛荘町は26人ということでございますが、長浜市ではもうすぐ700人を超えるという状況でございます。皆様も、ワクチン接種はしておられると思いますが、感染対策を続けていかななくてはならないと私は思います。皆様にはお体に十分に気を付けていただきたいと思います。

また、秋の刈り取り作業がはじまりました。急ぐあまり不注意での事故が起こったりする事があります。慌てていても機械操作は安全を徹底していただき、事故が起こらないように十分注意していただくようお願いいたします。

本日の欠席通告ですが、9番の橋本治太郎委員、14番の北川富美子委員、15番の大塚高司委員、16番の阿辻康博委員の欠席通告をいただいています。

本日の議事録署名委員の報告でございますが、17番の小畑義彦委員、18番の池田美由紀委員、両委員よろしく申し上げます。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、令和3年9月10日、長浜市農

業委員会会長名。

今月は1件の届出がありました。届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、畑1筆、106㎡を駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は畑、南は雑種地、北は宅地です。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和3年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は6件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、室町地先、田1筆、147㎡を使用貸借により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北ほどに位置します。

周囲の状況は、東は道路、西は駐車場、南は宅地、北は宅地です。

番号2、土地の表示、平方町地先、畑1筆、46㎡を売買により資材置き場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西は雑種地、南は宅地、北は宅地です。

番号3、土地の表示、平方南町地先、田2筆、344㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は宅地と雑種地です。

番号4、土地の表示、神照町地先、田1筆、64㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は畑、南は雑種地、北は宅地です。

番号5、土地の表示、神照町地先、畑1筆、274㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は宅地、南は畑、北は宅地と畑です。

番号6、土地の表示、神照町地先、畑1筆、72㎡を売買により住宅用地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は雑種地、西は宅地、南は畑、北は宅地と畑です。

続きまして、報告させていただきます。農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和3年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計19筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は田19筆、33,315㎡の解約です。番号1と番号2は、後にご説明します議案第13号の番号2と番号4の耕作目的にかかる解約、番号3と番号4は相対による利用権の解約です。番号5から番号19までは、レーク伊吹農協の円滑化による利用権の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

続きまして、農地利用配分計画の認可の通知について、令和3年7月12日、長浜市農業委員会会長名。

このことについて滋賀県から農地中管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により通知がありましたので、概要について報告させていただきます。令和3年7月定例総会において計画が決定されたことにより、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農地中間管理権を取得された農地につきまして、令和3年8月26日付で担い手育成基金が借り手となる認定農業者や農地所有適格法人等に貸借権を設定する、農用地利用配分計画が県知事の認可を受けました。7月の利用集積計画で7筆、計10,752㎡について農地中間管理権の設定があり、今回の配分計画では、3人の借り手に7筆、計10,752㎡貸借権が設定されました。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま報告のありました4件について、ご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和3年9月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が5件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、下之郷町地先の田3筆、8,997㎡、畑1筆、206㎡を贈与にて取得されるものです。申請地は青地の田と白地の畑で現地確認をしたところ、田畑はいずれも水稲の作付けがされていました。譲渡人と譲受人は親子関係にあり、今回、子どもに経営を任

せることになったため、贈与にて、申請に至ったものです。

番号2、番号3、番号4は関連し、譲受人が同一であるため、一緒に説明させていただきます。番号2の土地の表示、内保町地先の畑1筆、370㎡で白地の畑ですが、現況は田です。現地確認をしたところ、水稻の作付けがされていました。

番号3の土地の表示、内保町地先の畑1筆、154㎡で白地の畑です。現地確認をしたところ、管理がされていました。

番号4の土地の表示、内保町地先の畑1筆、305㎡で白地の畑ですが、現況は田です。現地確認をしたところ、水稻の作付けがされていました。いずれも譲渡人が非農家であり、申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

番号5、土地の表示、高月町柏原地先の畑1筆、95㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で現地確認をしたところ、野菜の作付けがされていました。譲渡人は県外に居住されており申請地の管理ができないことから、現在、申請地付近を耕作している譲受人との間で売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

以上、番号1から番号5につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの方、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありますとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第13号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第13号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第14号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第14号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第14号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついています案件につきましては、さる8月23日に農地等調査委員会の將亦委員長、3番の家倉和行委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和3年9月3日に3番の家倉和行委員、4番の多賀正和委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

申請番号1、川道町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、川道町地先、田、275㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と南は宅地、西は農地、北は用悪水路です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成25年に申請人が寺院敷地として造成され、現在に至ったものです。申請者が住職を務める寺院が事業を行う際に、既存の駐車場では手狭になり、今回寺院の隣接地に駐車場の増設を計画され申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、小谷丁野町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、小谷丁野町地先、畑、52㎡、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西と北は申請人所有農地、南は道路です。

写真をご覧ください。申請者は申請地の東側に居住しております。申請者は家族で車を5台所有しており、現在所有している車庫では3台の収用が限界であり、車庫前に2台停めている状況のため、居住地の隣接地に駐車場を整備する計画を建てられ申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第14号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第14号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第15号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第15号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和3年9月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第15号につきましては、今月の締切までに8件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。備考欄に、こめじるしがついていますが、先月の議案第14号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出している案件です。現地調査につきましても、先

の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願ひします。

(事務局)

申請番号1、内保町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。申請地は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則許可できませんが、市の定める農地利用計画で指定された用途の農業用施設に供する場合、例外的に許可できることから許可相当と判断しております。

軽微変更手続きは、令和3年8月20日、長浜市公告第176号の農業振興地域整備計画変更縦覧公告をもって完了しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、内保町地先、田、830㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場及び貸農作業用機械置場とした申請です。周囲の状況は、東は用悪水路、西と南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請者は主に水稲、イチゴを栽培している農地所有適化法人を営営されております。今回、イチゴ狩りの繁忙期には、来客者の駐車場が確保できないため、イチゴハウスの近くに農作業用機械置場と一緒に駐車場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、新居町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、新居町地先、

畑、29㎡、契約内容は売買で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東と南と北は宅地、西は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は社会福祉法人やNPO法人を運営しています。今回、NPO法人等から成長した子供たちの交流場所として申請地の北側の住宅を購入され、車で来訪される方の駐車場を建物近隣で整備する計画を建てられ、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、野田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、野田町地先、田、324㎡、契約内容は売買で、転用目的を太陽光発電施設とした申請です。周囲の状況は、東と北は宅地、西は道路、南は農地です。

写真をご覧ください。譲受人は市内のアパートに居住しています。今回、申請地北側の住宅を購入し、家庭用の電気を賄う太陽光発電施設の設置を住宅近隣で計画され、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、湖北町速水地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。また、申請地は長浜市役所湖北支所から北西へ300mほどに位置します。市役所から概ね300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。第3種農地においては、許可の要件はなく、原則として許可できることとなっております。

地元自治会、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、湖北町速水

地先、田、1,154㎡、畑、592㎡、計1,746㎡、契約内容は売買で、転用目的を建売分譲住宅とした申請です。周囲の状況は、東は譲渡人所有農地、西と北は道路、南は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は滋賀県湖北地域を中心に不動産業を営む法人です。今回、住環境がよく住宅需要が高い地域に建売分譲住宅を計画され、適地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、永久寺町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。

なお、今回の申請は、遺言書による特定遺贈のため遺言執行者の単独申請になっております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、永久寺町地先、畑、93㎡、契約内容は遺贈で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西と南は農地、北は宅地です。

写真をご覧ください。受遺者は申請地北側で経営されている美容室から駐車場が手狭なため、駐車場として申請地を利用したいとの要望があり、今回、申請されたものです。

現地調査を行った結果、隣接農地もないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、田町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。また、申請地は虎姫駅から南西へ200mほどに位置します。駅から概ね300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号6について報告します。航空写真をご覧ください。番号6は土地の表示、田町地先、田、512㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、

東は道路、西は農地、南は用悪水路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は市内のアパートに居住しています。今回、結婚を期に両親の居住する集落での住居の建設を計画され、適地を探されたところ譲渡人との話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策も整っており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号7、東上坂町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者、土地改良区の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、家倉委員よりご報告をいただきます。

(家倉委員)

番号7について報告します。航空写真をご覧ください。番号7は土地の表示、東上坂町地先、田、860㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は道路、南は雑種地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人の家族は建設会社を営んでいます。仕事の受注が増えてきており、現在使用している資材置場では手狭になってきたことから、会社近隣で資材置場を整備する計画を建てられ、適地を探されたところ譲渡人と話がまとまり申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水対策もしっかり計画されており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号8、七条町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られ、必要書類も添付されていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告をいただきます。

(多賀委員)

番号8について報告します。航空写真をご覧ください。番号8は土地の表示、七条町地先、畑、243㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地と農地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは平成11年頃に譲受人の先代が住居を建設され、現在に至ったものです。今回、譲受人が相続され不動産整理を行ったところ、農地転用の手続きが出来ていないことが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、現状においても雨水、排水対策もとられており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第15号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(尚永委員)

番号3についてお聞きします。転用目的を太陽光発電施設とした申請とのことですが、以前にも太陽光発電施設での問題がございました。付近に家が建っておりますが、話し合いなどはどのようになっておりますか。

(事務局)

ご説明させていただきます。隣接地は農地ですので、隣接農地所有者にはお話しただいており同意をいただいておりますし、地元自治会の同意をいただいておりますので、お話しはしていただいているのだと思っております。しかしながら、近家の同意まで求めません。もし、問題が起きた場合は、当人同士での話し合いで解決していただくしかないのではと思っております。

(会長)

他にございませんか。

(二矢委員)

太陽光発電施設についてお話しします。私の家の横に大規模な太陽光発電施設があります。ソーラーパネルの反射光が季節によって太陽の位置が変わってくるので一概にはいえませんが、西日と反射光が同時に影響する事があります。2時間も3時間もということではないのですが、実際、困ったと感じる。もう一つは、蓄電装置というものがあると思うのですが、その周辺では結構電波障害を起こすようです。場所によってはラジオも影響を受けている。実際にそのようなことがあるということ、機会あったら伝えたほうがいいと思います。他の地域ではどういう弊害があるのか分かりませんが、実際私のそういう弊害があることを発言させていただきました。

(事務局)

ご意見、ありがとうございます。実際の体験も教えていただき、現在起こっていることを意識し、このことを条件にすることはなかなか難しいのですが、事例をあげて、そういう問題が起きないように気をつけていただけるよう、お声掛けだけはさせていただきたいと思います。

(会長)

他にございませんか。

(尚永委員)

番号2についてお聞きします。位置図がわかりづらかったので、もう一度、説明をお聞きしたい。

(事務局)

ご説明させていただきます。北側の住宅と今回の申請地を購入され、施設で成長した子供たちの交流場所として活用しようと計画されたところ、この部分だけ農地のままだったということです。それで、その前も含め駐車場や庭など、家屋と一体的に利用されることでの転用になります。

(会長)

他にございませんか。

(森川委員)

番号8についてお聞きします。すでに家が建てられたたていたということですが、その当時に転用申請がされなかった理由は何でしょうか。

(事務局)

ご説明させていただきます。こちらに関しましては平成11年にお家を建てられたとき、以前の家が建っていたそうです。ですので、転用申請されているだろうと建てられたそうなのですが、今回、申請者が相続人となり、財産を調べてみたところ、名義も地目も変更されていないことに気づかれたとの事でした。それ以前のことはわかりかねますが、是正のため、今回、申請手続きを行っていただいたものです。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。

20番の西橋絹子委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第15号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第16号、農用地利用集積計画案について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第16号、農用地利用集積計画案について、このことについて農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。令和3年9月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。今月は相対による利用権設定の案件がございます。相対による利用権の設定につきましては、貸し手3人に対して借り手が2人で、筆数は4筆、合計の面積で6,881㎡を利用権設定される計画です。それでは、利用集積計画案の詳細をご覧ください。番号1から番号4につきましては相対によるもので、地元農業者に利用権設定される計画です。

以上、利用集積計画の借り手はいずれも農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家であります。以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

本案件の説明は以上です。

(会長)

ただいま説明のありました議案第16号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

それでは諮問をうけました、議案第16号、農用地利用集積計画案について、提案のとおり農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますのでこのことを決定し、市長に答申いたします。

(会長)

次に、議案第17号、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第17号、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について。このことについて農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定により、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を改定することについて承認を求めます。令和3年9月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

指針につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第1項で、農業委員会はその区域における農地等の利用の最適化の推進に関する目標や最適化の推進方法について指針を定めるように努めなければならない、と規定されております。この規定に基づき、委員改選後、本委員会において8月10日開催の農地最適化委員会にて説明、協議を行い、同日の定例総会にて農業委員の皆様にご説明し、意見を伺ったところであります。意見につきましては、8月20日までの期限内に、ありませんでした。今回、上程させて頂いた指針の改定につきましては、前回説明させて頂いた内容から数値の一部を修正しています。このことにつきましても農地利用最適化委員の皆様には資料を送付し、最終確認を行っていただいています。改めて主な内容について説明します。

指針は平成30年9月10日に策定された長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に策定後の3年間の活動内容とその成果を検証し、見直しを行ったものです。指針については遊休農地の発生防止、解消について、そして担い手への農地利用の集積、集約について、最後に新規参入の促進についての3点を取り組むにあたり、具体的な数値目標と推進方法を定めることになっており、期間は令和3年7月20日から令和6年7月19日までです。また国が定める、農林水産業、地域の活力創造プランと長浜市が定める、農業活性化プランの目標年度が令和5年度であることから、令和5年度に中間見直しをする設定をしています。具体的な目標と推進方法についてですが、まず、一点目の遊休農地の発生防止、解消ですが、解消目標は表のとおりで、中間年は長浜市が定める、農業活性化プランと整合を図った数値です。目標の令和6年では、中間年の目標値を維持することから同じ数値としています。その推進方法は、毎年実施しています農地の利用状況調査、いわゆる農地パトロール、そして利用意向調査の実施、利用意向調査の結果を受けての中間管理機構との連携、そして農地の現況に応じた非農地判断により守るべき農地の明確化をしています。次に、担い手への農地利用集積についてですが、各目標は表のとおりです。集積率は改正

時の現状から中間年である令和5年の目標値は長浜市が定める、農業活性化プランと整合を図った80%を数値とし、令和6年の目標の数値は、中間年から急な上昇が見込めないことから1%上昇する計画で数値を設定しています。また、参考にある担い手育成、確保の表においての50歳以下の認定農業者数は、精査を行った上での数値設定をしています。その推進方法は、人、農地プランの作成や見直しを地域において主体的に取り組むこと、農地中間管理機構との連携、そして農地の集約化に向けた利用調整と利用権設定の推進、最後に所有者を確知することができない農地の有効利用を促進することとしています。最後に新規参入の促進ですが、新規参入の目標は表のとおりです。中間年とした令和5年度の目標値は長浜市が定める農業活性化プランと整合を図った数値とし、目標である令和6年の数値は、1年に2経営体が参入する計画で数値としています。その推進方法と致しましては、農地中間管理機構、市、農協等の関係機関と連携しながら、総合的な支援を行い、そして、農地中間管機構の活用による企業の参入の推進、地域における新規参入者の受け入れ条件の整備を図るとともに後見人の役割を担い、地域に定着できるようフォローアップを行うこととしています。

以上、簡単ではありますが、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定につきまして、内容の説明にかえさせていただきます。なお、本指針の策定につきましては、農業委員会等に関する法律第7条第3項において、農業委員会は指針を定めたときは遅滞なく、公表しなければならないと定められ、公表が義務付けられていますので、本日、承認をいただきましたら、すみやかにホームページに掲載したいと考えております。また、点線で囲んでいる部分については、農業委員、推進委員の仕事として委員皆様にわかりやすいよう記載しておりますので、実際に公表する際には、削除したものを公表することとなります。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第17号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(廣部委員)

50歳以下の認定農業者の数が減っていく方向に見える。目標がこれでいいのかと疑問に思うが、アンケートからの現状かと理解はしております。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。現在、50歳以下の認定農業者は少なく、目標年には、さらに減少してしまうのが実態です。委員の皆さんとともに若い担い手の参入、育成に努めて参りたいと思います。

(廣部委員)

はい、分かりました。

(会長)

他にございませんか。他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

(会長)

それでは議案第17号、長浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定について、提案のとおり農業委員会として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、このことを決定し、ホームページで公開することといたします。

(会長)

次に、議案第18号、長浜市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第18号、長浜市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定について、長浜市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱を制定する。令和3年9月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

議案第18号、長浜市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱案をご覧ください。本要綱は砂利採取を目的とした農地の一時転用の許可に関し、県内で砂利採取後の農地の復元が不十分で耕作に支障を及ぼす事例が散見され、今後、本市においても砂利採取を目的とした農地転用許可申請が出てくることが予想されることから、関係法令等に定めるもののほか必要な手続きを定めることにより、農地の保全および復元を確保することを目的で制定するもので、通常農地の一時転用の許可要件に加え、次の三つの要件について定めております。一つ目は第3条、4条に記載しています事前に砂利採取計画、砂利採取農地周辺の農地等に係る被害対策や砂利採取後の復元計画及び営農計画について農業委員会と協議し、砂利採取農地が農地に復元された後に砂利採取農地を耕作する作成した農地復元後3年間の営農計画書を農業委員会に提出すること。二つ目は、第5条、6条に記載しています農地復元のための基盤土は良質な土砂を使用することとなっており、土の仕入れ先等を記載し、土地所有者の承諾を得た農地復元計画書を農業委員会に提出すること。三つ目は第7条に記載しています砂利採取事業が終了したときは、事前に土地所有者の確認を得たうえで事業完了報告書を農業委員会に提出し、農業委員会は必要に応じて採取事業者

ならびに農業委員及び農地利用最適化推進委員とその他農業委員会が必要と認める者の立会により現地を確認する。また、農地への復元が農地復元計画書に基づく復元と認められないときは採取事業者に補正を指示し、採取事業者は補正を実施し、完了報告書を修正の上、農業委員会に提出しなければならないとなっております。関係書類様式は、要綱案の後に添付しております。なお県内では、彦根市、近江八幡市、東近江市、高島市、愛荘町、甲良町、多賀町が作成されています。この要綱の制定を行うことにつきましては8月開催の農地等調査委員会で協議していただき、制定の決定をいただいたことを受け、今回総会での協議、議案審議をいただくものです。要綱の制定に伴う議案の説明は以上となります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第18号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(廣部委員)

砂利採集の転用の要項というものは、以前からあったものではないのですか。

(事務局)

お答えします。今回、はじめて長浜市で作成させていただいております。

(廣部委員)

農地の砂利を採取するという事は以前からあったと思います。その時は要綱はなく一時転用を行われていたということですか。

(事務局)

今までは、通常の手続きで一時転用の許可をさせていただいておりましたが、今回要綱を制定することで、通常の手続きに加えて、記載させてもらっています営農計画書や完了報告書などを追加で出していただくということになっております。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

それでは議案第18号、長浜市砂利採取を目的とした農地の一時転用許可取扱要綱の制定について、提案のとおり制定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり制定しましたので、本日から施行することとします。

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和3年9月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和3年10月の農業委員会定例総会につきましては、令和3年10月12日、火曜日の午後1時30分から、こちらについては高月支所、3階、3A会議室で予定をしております。

3点目、令和3年10月の農地転用の現地調査につきましては、令和3年10月4日、月曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員は6番の森川委員、1番の八若委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしく申し上げます。

4点目、令和3年9月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和3年9月21日、火曜日の午前10時から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は2番の中川委員、17番の小畑委員です。よろしく申し上げます。

最後に、活動記録簿については机の上に置いていただきますようお願いいたします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(廣部委員)

農業振興委員会からお願いがございます。8月に事務局から農業施策の提案ということで、今年度も長浜市長への意見具申で皆さんの要望をご提出いただければということで、配布させていただきました。本日、締切日でございますが、まだご提出されていない方は机の上に置いて帰っていただければと思います。もう少し猶予がございますので、地域の農業者からの願いごとや普段、思っておられることを前向きなご意見をいただければというふうに思います。事務局へFAXでも郵送でも構いませんので、届けていただければと思います。よろしく願いいたします。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。

また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)